

第21期 定時株主総会 招集ご通知

remixpoint

日時

2024年6月27日（木曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

議決権を有効に行使いただいた株主の皆様には、株主様お一人につきQUOカード（500円分）を後日郵送にてお送りさせていただきます。

場所

東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9F
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンターRoom H

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
- 第3号議案 会計監査人選任の件



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/3825/>





株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
当社第21期定時株主総会を2024年6月27日（木曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。
当社の株主総会は、会場にご来場いただく以外に、インターネットによるライブ配信によって、より多くの株主の皆様が株主総会にご参加いただける体制を整えておりますので、是非、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

2024年6月
代表取締役社長CEO 高橋 由彦

目次

| | |
|----------------------------------|----|
| ■ 定時株主総会招集ご通知 | 1 |
| ■ 議決権行使についてのご案内 | 3 |
| ■ 株主総会ライブ配信についてのご案内 | 5 |
| ■ 株主総会参考書類 | 9 |
| 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件 | |
| 第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件 | |
| 第3号議案 会計監査人選任の件 | |
| ■ 事業報告 | 15 |
| ■ 連結計算書類 | 37 |
| ■ 計算書類 | 56 |
| ■ 監査報告書 | 64 |

証券コード 3825

2024年6月12日

(電子提供措置の開始日 2024年6月5日)

株 主 各 位

株式会社リミックスポイント

代表取締役社長CEO 高橋 由彦

第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第21期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.remixpoint.co.jp/ir/shiryō05/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスいただく場合には、「銘柄名（会社名）」に「リミックスポイント」又は「コード」に当社証券コード「3825」を入力・検索し、「基本情報」
「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」
欄よりご確認ください。

当日のご出席に代えて、書面又は電磁的方法（インターネット等）のいずれかの方法によって
議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討のうえ、
2024年6月26日（水曜日）午後6時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申
し上げます。

なお、本総会において議決権を有効に行使いただきました株主様に対しては、後日QUOカード（500円分）を郵送にてお送りいたします。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9F
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンターRoom H

3. 会議の目的事項 報告事項

1. 第21期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第21期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
第3号議案 会計監査人選任の件

以上

- ◎ 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願いいたします。
- ◎ 代理人がご来場の場合は、議決権行使書に加えて委任状をご提出ください。なお、代理人は、当社の議決権を有する株主様1名に限らせていただきます。
- ◎ 株主様ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

本総会におきましては、書面又はインターネット等により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会へのご出席



お手数ながら、本冊子をご持参いただくとともに、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2024年6月27日(木曜日)
午前10時

書面の郵送



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2024年6月26日(水曜日)
午後6時30分到着

インターネット等



パソコン又はスマートフォンから、次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月26日(水曜日)
午後6時30分まで

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

インターネットによる事前ご質問の受付について

本総会の目的事項に関する株主様からの事前質問をお受けいたします。
ご質問を希望される株主様は、「議決権行使書」をお手許にご用意のうえ、当社お問い合わせフォーム(<https://www.remixpoint.co.jp/contact/>)にアクセスしていただき、所定の事項及びご質問内容をご入力ください。
回答につきましては、当社ウェブサイト(<https://www.remixpoint.co.jp/ir/shiryu05/>)に掲載させていただく予定です。

インターネット等による議決権行使について

QRコードを読み取る方法

ログインID及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 お手持ちのスマートフォン等にて、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

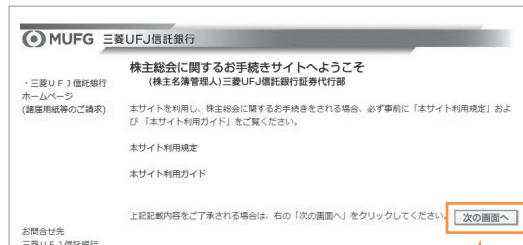
ご注意事項

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金、通信料金等)は、株主様のご負担となります。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使サイトへアクセスする

<https://evote.tr.mufg.jp/>



「次の画面へ」をクリック

- 2 お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)
電話 **0120-173-027** (通話料無料)
(受付時間 9:00~21:00)

【株主総会ライブ配信についてのご案内】

株主総会当日にご自宅等からでも株主総会の様子をご視聴いただけるようインターネットによるライブ配信を行います。ライブ配信へのご参加では議決権行使を行うことはできません。そのため、ご参加の株主様は、書面又はインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げます。

株主総会ライブ配信につきましては、株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」をご利用いただきますようお願い申し上げます。

※ 本サイトの公開期間は、本招集ご通知到着時～2024年6月27日となります。

1 株主総会ライブ配信日時

2024年6月27日（木曜日） 午前10時から株主総会終了時刻まで

※ 配信ページは開始時刻30分前（午前9時30分）頃よりアクセス可能です。

2 株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のログイン方法

本招集ご通知同封の議決権行使書裏面をご参照のうえ、ご使用の端末によって以下のいずれかの方法でログインしてください。

※ 同封の議決権行使書を紛失された場合、本招集ご通知8ページ記載の【本サイトに関するお問い合わせ】にて再発行のご依頼を承ります。ただし、株主総会開催日の約1週間前を経過した場合等、お問い合わせをいただきましたタイミングによっては再発行をお受けできない場合がございますのでご了承ください。

(1) QRコードの読み取りによりログインする場合（スマートフォン・タブレット等）

議決権行使書裏面に印字されたQRコードをスマートフォン等で読み取ってください。

「ログインID」と「パスワード」の入力を省略してログインいただくことが可能です。

※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

株主総会オンラインサイト
「Engagement Portal」のご案内

本サイトでは株主総会等へのご参加やお手続きをWEB上でご利用いただけます。詳しくは招集ご通知等、当社からのご案内をご確認ください。

パソコン ID/パスワードを入力してログイン

①ウェブブラウザのアドレスバーに以下のURLを入力
<https://engagement-portal.tr.mufg.jp>
②以下のID/パスワードを入力し、サイトにログイン

ログインID：9999-9999-9999-999
パスワード：999999

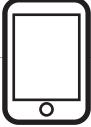
スマートフォン QRコード読込

スマートフォン、タブレットから
右のQRコードを読み取る
(ID/パスワードの入力は不要です)

○議決権行使書をご郵送の際は、本票を必ず切り取ります。
○インターネットにより議決権を行使された場合には、その行使を優先します。インターネットによる行使内容を変更される場合は、インターネットによりあらためて議決権行使をお願いします。

○このほかききは、切手をはらずにお出しくください。
○議決権行使書面記載の株主総会日以降はご使用にならないようお願いいたします。

読み取り



料金受取人払郵便

郵便はがき

137-8683

（受取人）
新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部 気付

差出有効期間
日まで



(2) 個別のログインID・パスワードによりログインする場合

- ① 以下のURLにアクセスしていただき、議決権行使書裏面に記載のログインIDとパスワードを入力してください。
- ② 利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックしてください。
- ③ 「ログイン」ボタンをクリックしてください。

株主総会オンラインサイト
「Engagement Portal」のご案内

本サイトでは株主総会等へのご参加やお手続きをWEB上でご利用いただけます。詳しくは招集ご通知等、当社からのご案内をご確認ください。

パソコン ID/パスワードを入力してログイン

①ウェブブラウザのアドレスバーに以下のURLを入力
https://engagement-portal.tr.mufg.jp

②以下のID/パスワードを入力し、サイトにログイン

ログインID：9999-9999-9999-999
パスワード：999999

スマートフォン QRコード読込

スマートフォン、タブレットから
右のQRコードを読み取る
(ID/パスワードの入力は不要です)

○このほかきは、切手をはらずにお出しください。
○議決権行使書面記載の株主総会日以降はご使用に
ならないようお願いいたします。

（受取人）
新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部 気付

料金受取人私郵便
137-8683
郵便はがき
发出有期期間
日まで

MUFG 三菱UFJ信託銀行

ログインIDと
パスワードを入力

Engagement Portal

① ログインID 4桁 - 4桁 - 4桁 - 3桁

パスワード

② 利用規約に同意する

③ ログイン

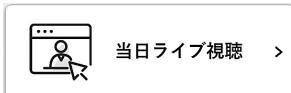
② よくあるご質問はこちら

3 株主総会ライブ配信の視聴について

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」にログイン後、以下の手順でご利用ください。

※ 本サイトから、視聴環境のテストを事前に行っていただくことが可能ですので、是非ご活用ください。

- ① ログイン後の画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてください。



- ② 当日ライブ視聴等に関する利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」ボタンをクリックしてください。

【ご留意事項】

- ◎ インターネット参加によりライブ配信をご視聴いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、株主総会において株主様に認められている質問、議決権行使や動議の提出について、インターネット参加により行うことはできません。
- ◎ やむを得ない事情によりライブ配信が実施できなくなった場合には、当社ホームページ等によりお知らせいたします。
- ◎ 当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみといたしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。予めご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ◎ インターネットからの株主総会へのご参加は、株主様本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日は、安定した映像配信に努めてまいります。システム障害や通信環境等による映像や音声の乱れ、配信の一時中断等が発生する可能性があります。当社はこれらの障害等によってご視聴されている株主様が被った不利益に関して責任を負いかねますことをご了承ください。
- ◎ ライブ配信の参加に要する通信機器類やインターネット接続料、通信費等の一切の費用は、株主様のご負担とさせていただきます。
- ◎ ライブ配信における配信映像や音声について、全部又は一部にかかわらず、その複製、転載、第三者への公開はご遠慮ください。

【推奨環境】

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」の推奨環境は以下のとおりです。
なお、Internet Explorerはご利用いただけませんので以下ブラウザをご利用ください。

| | PC | | モバイル | | |
|--------------|--|--------------------------------------|-------------------|----------------|-------------------|
| | Windows | Macintosh | iPad | iPhone | Android |
| OS | Windows 10以降 | MacOS X 10.13 (High Sierra) 以降 | iPadOS 14.0 以降 | iOS 14.0 以降 | Android 9.0 以降 |
| ブラウザ ※各最新 | Google Chrome、 Microsoft Edge (Chromium) | Safari、 Google Chrome | Safari | Safari | Google Chrome |

※ 上記環境においても通信環境や端末により正常に動作しない場合がございます。

【お問い合わせ先】

本サイトに関するお問い合わせ

TEL 0120-676-808（通話料無料）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

（土日祝日等を除く平日9時～17時、ただし、株主総会当日は9時～株主総会終了まで）

ライブ配信の視聴に関するお問い合わせ

TEL 03-6833-6277

株式会社ブイキューブ

（株主総会当日 2024年6月27日（木曜日）午前9時～株主総会終了まで）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（2名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役2名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見がない旨を確認しております。

なお、本議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役会は、社内取締役3名、社外取締役3名の6名（男性6名、女性0名）の構成となります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社株式の数 |
|--|-------------------------------------|--|------------|
| 1 | たかはし よしひこ 高橋 由彦 (1970年1月17日生) | 1992年4月 名古屋短資株式会社（現 セントラル短資株式会社）入社 1997年10月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 2001年4月 公認会計士 登録 2001年7月 野村證券株式会社 入社 2008年11月 同社 主計部フィナンシャルアカウンティング二課長 2010年5月 公益財団法人財務会計基準機構 出向 企業会計基準委員会 専門研究員 2013年2月 株式会社アイレップ 入社（経理財務担当） 2015年7月 東京国税不服審判所 国税審判官 2017年12月 Abalance株式会社 管理本部長 2018年10月 当社 経営管理部長 2019年9月 株式会社ビットポイントジャパン 取締役 2020年6月 当社 取締役経営管理部長 2023年5月 当社 代表取締役社長CEO（現任） 2023年5月 イプシロン・ホールディングス株式会社 代表取締役（現任） | 13,792株 |
| 【取締役候補者とした理由】 高橋由彦氏は、当社入社後、経営管理部門に従事し、現在は当社代表取締役社長CEOを務めております。同氏の豊富な知識や経営管理部門での経験等は当社の企業価値向上に不可欠であるため、引き続き取締役候補者といたしました。なお、同氏を本総会で取締役に選任いただいた場合、引き続き当社代表取締役社長CEOとして選任する予定です。 | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社株式の数 |
|--|-----------------------------------|--|------------|
| 2 | あきた まさと 秋田 真人 (1977年8月15日生) | 2000年4月 ジャベル株式会社 入社 2003年3月 株式会社イントラクトコムジャパン 入社 2007年5月 イーエムシー株式会社 入社 2013年10月 当社 第一事業部 部長 2018年4月 当社 エネルギーソリューション事業部長 2020年10月 当社 執行役員 エネルギーソリューション事業部長 兼 第二ソリューション部長 2021年4月 当社 執行役員 レジリエンス事業部長 2022年10月 当社 執行役員 エネルギー事業部副事業部長 2023年4月 当社 執行役員 レジリエンス事業部長 2023年6月 当社 取締役レジリエンス事業部長 (現任) | 一株 |
| 【取締役候補者とした理由】 秋田真人氏は、当社入社後、エネルギー事業部門及びレジリエンス事業部門に従事し、現在は当社取締役レジリエンス事業部長を務めております。当社において積極的な新規事業展開を進めるほか、省エネや補助金に関する経験や知識、業界への知見を有しており、当社の企業価値向上に不可欠であるため、引き続き取締役候補者といたしました。 | | | |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、高橋由彦氏、秋田真人氏との間において、会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなり、高橋由彦氏、秋田真人氏の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
4. 取締役候補者の所有する当社株式は、2024年3月31日現在の状況を記載しております。

第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

現任監査等委員である取締役4名のうち、高山雄大氏及び山田庸一氏の2名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。本議案が原案どおり承認可決されますと、当社の監査等委員である取締役は4名となります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社株式の数 |
|---|------------------------------------|---|------------|
| 1 | やまだ よういち 山田 庸一 (1973年7月17日生) | 1999年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 九段綜合法律事務所 入所 2014年7月 大阪国税不服審判所 国税審判官 2016年7月 東京国税不服審判所 国税審判官 2018年8月 法律事務所チェスター(現CST法律事務所) パートナー弁護士(現任) 2019年3月 スマートフィナンシャル株式会社(現HashDash株式会社) 監査役 2019年6月 株式会社ビットポイントジャパン 社外監査役(現任) 2022年6月 当社 取締役(監査等委員)(現任) | 一株 |
| 【監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割】 山田庸一氏は、弁護士として培われた豊富な知識と経験を有しております。高い専門性と独立した立場から、当社のコーポレートガバナンス、コンプライアンス全般に関する助言をいただくとともに、客観的立場で当社のコンプライアンス強化に寄与していただけると判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者(社外取締役候補者)といたしました。なお、同氏が当社の監査等委員である取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって2年となります。 | | | |
| 2 ※ | たかぎ こうじ 高木 浩二 (1974年7月20日生) | 2001年10月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 昴法律事務所 入所 2010年3月 高木法律事務所 設立(代表) 2018年8月 東京双葉法律事務所 パートナー弁護士(現任) | 一株 |
| 【監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割】 高木浩二氏は、弁護士として培われた豊富な知識と経験を有しております。高い専門性と独立した立場から、コンプライアンス、企業法務全般に関する助言をいただくとともに、客観的立場で当社のコンプライアンス強化に寄与していただけると判断し、監査等委員である取締役候補者(社外取締役候補者)といたしました。なお、同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。 | | | |

- (注)
1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
 2. 監査等委員である各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 山田庸一氏、高木浩二氏は、社外取締役候補者であります。
 4. 当社は、山田庸一氏との間において、当社定款に基づき、会社法第427条第1項の規定により会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、高木浩二氏の選任が承認された場合には、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
 5. 当社は、山田庸一氏との間において、会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、高木浩二氏の選任が承認された場合には、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなり、山田庸一氏、高木浩二氏の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
 7. 山田庸一氏、高木浩二氏が原案どおり選任された場合、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 8. 監査等委員である取締役候補者の所有する当社株式は、2024年3月31日現在の状況を記載しております。

■取締役及び監査等委員である取締役スキルマトリックス
(本総会において各取締役候補者が選任された場合)

| 氏名 | 新任・再任 社外/独立 | 当社における 地位 | 監査等 委員 | 取締役に期待する分野・専門性 | | | | | |
|-------|--|--------------|-----------|----------------|------------|-----------|-----------------|------------------|--------------|
| | | | | 企業 経営 | 業界へ の知見 | 財務/ 会計 | グロー バル 経験 | 法務/ リスク 管理 | サステナ ビリティ |
| 高橋 由彦 | 再任 | 代表取締役 | | ● | | ● | ● | | |
| 秋田 真人 | 再任 | 取締役 | | | ● | | | | ● |
| 瀧澤 文基 | 現任 | 取締役 | ● | | ● | | | ● | |
| 山田 庸一 | 再任 社外 独立 | 社外取締役 | ● | | | | | ● | ● |
| 江田 健二 | 現任 社外 独立 | 社外取締役 | ● | ● | ● | | | | ● |
| 高木 浩二 | 新任 社外 独立 | 社外取締役 | ● | | | | | ● | |

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるアスカ監査法人は、本総会の終結の時をもって任期満了により退任されます。つきましては、監査等委員の決定に基づき、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会がHLB Meisei有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人が当社の会計監査人として求められる必要な専門性、独立性及び品質管理体制を具備し、当社の事業規模に適した効率的かつ効果的な監査業務の運営を行うことができること等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2024年3月31日現在)

| | | | |
|-----|--|------------|-----|
| 名称 | HLB Meisei有限責任監査法人 | | |
| 所在地 | 東京都台東区元浅草3-7-1 住友不動産上野御徒町ビル9F | | |
| 沿革 | 2005年5月 設立 2010年2月 HLB Internationalに加盟 2014年8月 有限責任監査法人へ移行に伴い、明誠有限責任監査法人へ名称変更 2019年10月 HLB Meisei有限責任監査法人へ名称変更 | | |
| 概要 | 出資金 | 26,400千円 | |
| | 構成人員 | 社員（公認会計士） | 6名 |
| | | 職員（公認会計士） | 4名 |
| | | 職員（監査補助職員） | 17名 |
| | | 職員（その他） | 2名 |
| | | 合計 | 29名 |
| | 関与会社数 | | 80社 |

(注) 会計監査人の選任が原案どおり承認された場合には、当社定款に基づき同会計監査人との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする予定であります。

以上

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の業績につきましては、売上高20,487百万円（前期比37.5%減）、営業利益1,743百万円（前連結会計年度は営業損失1,850百万円）、経常利益1,758百万円（前連結会計年度は経常損失1,722百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益1,070百万円（前期比67.2%減）となりました。

2023年12月1日付で完全子会社化した株式会社ゼロメディカル（以下「ゼロメディカル」といいます）の個別決算において、福祉事業が有する建物等の減損損失60百万円と本店の移転費用26百万円を特別損失に計上したことにより、2024年3月末時点において、純資産額が取得時の71百万円から30百万円に減少したこともあって、当社において関係会社株式評価損662百万円を計上いたしました。

上記のゼロメディカル株式の評価損の計上により、あわせて連結決算においてものれんの減損損失598百万円を計上いたしました。

なお、各セグメントの売上高の金額は、セグメント間の内部売上高を含めない数値を記載しております。当社グループの報告セグメントは、業績評価、事業戦略の構築、経営資源の配分等を行ううえで重要性の高い区分を基に決定しており、前連結会計年度まで「エネルギー事業」、「自動車事業」、「レジリエンス事業」、「金融関連事業」及び「その他事業」の5つで構成されておりましたが、2023年12月1日付で主に「健康」や「福祉」を中心に社会課題の解決へ向け事業を推進するゼロメディカルを完全子会社化したことにより、同社が営む事業を「メディカル事業」として報告セグメントに含めたこと、また、自動車事業及び金融関連事業を廃止したことから、当社グループの報告セグメントは、「エネルギー事業」、「レジリエンス事業」、「メディカル事業」及び「その他事業」となります。

(エネルギー事業)

エネルギー事業は主に、電力小売業を営んでおります。当連結会計年度において、中国では長引く景気減速の影響によりエネルギー需要が減退したこと、ヨーロッパにおいても2023年末～翌24年にかけて記録的な暖冬となった影響から暖房需要が落ち込んだこと等の影響により、世界的にLNGをはじめとする化石燃料価格が、前年に比べ低く推移いたしました。それにより、当連結会計年度中の一般社団法人日本卸電力取引所（以下「JEPX」といいます）におけるシステムプライス（以下「市場価格」といいます）の月平均価格は10.74円/kwhとなり、前期（2022年4月から2023年3月）の月平均価格（20.37円/kwh）に比べ、大きく低下いたしました。

当社では、高圧電力、低圧電力ともに既契約に占める市場連動型料金プランの比率が高いため、JEPX市場価格の低下は、売上の減少要因となります。2024年度から開始される容量拠出金の支払いを見据え、高圧のお客様については契約更新時に新料金体系への切り替えを提案した影響により解約件数が増加し、契約総容量が前期比で減少したこともあり、売上高は減少することとなりました。

一方で、前連結会計年度まで、JEPX市場価格の変動リスクをヘッジする目的で電力先物取引を利用しておりましたが、保有する先物ポジションの評価損益が会計上の損益に大きく影響を及ぼすことが課題となっておりました。そこで当連結会計年度からは、「市場連動型」・「固定単価型」・「市場連動と固定単価のミックス型」の3つの料金プランを適切に組み合わせお客様に提供することで、先物取引を利用せずにJEPX市場価格の変動リスクに対応できる体制を構築し、先物評価損益に影響を受けない損益認識を可能としました。

またいち早く容量市場を見据えた料金体系への移行が完了しており、安定的な利益確保の基盤を整えることができました。

以上の結果、当セグメントの売上高は18,886百万円（前期比25.3%減）、セグメント利益（営業利益）2,296百万円（前連結会計年度はセグメント損失（営業損失）491百万円）となりました。

(レジリエンス事業)

レジリエンス事業は、省エネコンサルティング事業、感染症対策関連事業及び蓄電池事業から構成されております。当連結会計年度については、省エネコンサルティング事業における省エネ商材の販売や補助金の採択からの売上が前期と比して増加しました。感染症対策関連事業においては、主力商品であるMA-T System関連商品（「すごい水」シリーズ）の販売による売上は前期と比して増加しましたが、在庫となっている一部商品の収益性の低下に伴い、商品の評価損67百万円を計上しました。一方、蓄電池事業において、世界的な半導体不足の影響で滞っていた蓄電池の生産状況が緩和されたこと、また当社オリジナルブランドの家庭用ハイブリッド蓄電システム「remixbattery」が、高い安全性と品質が認められ、製品性能の第三者認証であるJET 系統連系認証を取得し、蓄電池の販売代理店の開拓や販売活動を積極的に推進したことから、蓄電池販売台数が順調に伸長し増収増益となりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は1,219百万円（前期比91.2%増）、セグメント利益（営業利益）131百万円（前連結会計年度はセグメント損失（営業損失）162百万円）となりました。

(メディカル事業)

メディカル事業は、2023年12月1日付で株式交換により完全子会社化したゼロメディカルにおいて、主に歯科・医科に対する営業支援を目的としたHPの制作及び運用等を行う医療機関向けウェブソリューション事業のほか、メディア発信等を通しての経営支援、再生医療に関するマーケティング等を行っております。また、福祉関連事業として、放課後等デイサービス、就労継続支援B型事業所及び訪問介護事業所の運営を行っております。メディカル事業においては、2024年1月よりゼロメディカルの業績が含まれているほか、ゼロメディカルの株式取得の際に発生したのれんのうち2024年1月から3月に対応するのれん償却費31百万円を計上しております。

以上の結果、当セグメントの売上高は278百万円、セグメント損失（営業損失）7百万円となりました。

(その他事業)

その他事業には、マーケティングコンサルティング事業及び新規事業のほか、第1四半期連結会計期間に事業廃止が完了した自動車事業及び第1四半期連結会計期間に廃止を決議した金融関連事業の損益も含まれております。このことから前期の金額も組み替えていますので、対前期では大きく減収減益となりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は102百万円（前期比98.5%減）、セグメント利益（営業利益）24百万円（前連結会計年度はセグメント損失（営業損失）49百万円）となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度において、重要な設備投資はありません。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度において、運転資金として、金融機関から短期借入金100百万円、長期借入金21百万円の資金調達を行いました。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7. 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

2023年12月1日付で、株式会社ゼロメディカルは簡易株式交換により当社の完全子会社になりました。

8. 対処すべき課題

当社グループは、これまで社会が変化するタイミングで、投資・事業開発を積極的に進めてまいりました。当社の事業セグメントは、エネルギー事業、レジリエンス事業、メディカル事業及びその他事業となっております。

当社が電力小売業を展開するエネルギー事業の分野においては、ロシアのウクライナ侵攻などに端を発したエネルギー価格や原材料価格の高騰や、急速な円安の進行など、エネルギー事業分野の経営環境の先行きは引き続き不透明な状況が続いております。

また、将来にわたって日本全体の電力供給力（kW）を確保する目的で創設された容量市場は、需要家や発電事業者だけでなく、当社のような小売電気事業者にとってもメリットがある制度であるものの、容量払出金の払出額水準によっては経営に大きな影響を及ぼす可能性があります。さらに、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（以下、「エネルギー供給構造高度化法」といいます。）は、一定規模以上の小売電気事業者に対して販売量に応じた非化石証書の調達義務を課しており、具体的には、2030年には、供給電力の非化石電源比率44%以上という目標が定められ、目標達成の確度を高めるために、国は毎年事業者ごとに中間目標を設定しております。再生可能エネルギーによる自社電源を有していない当社にとっては、今後、非化石証書の調達が過大な負担となることも考えられます。

(1)エネルギー事業における課題

中長期的には、2050年カーボンニュートラル達成に向けての電源の低炭素化推進、再生可能エネルギー発電の活用や環境価値の高い電力供給プランなどがありますが、短期的には、事業利益が、変動する電力調達価額や2025年3月期より始まる容量拠出金の拠出額に左右されぬよう、需要家に価格変動リスクを適切に転嫁する商品ごとの設計や電力調達の仕組みの構築があげられます。また、エネルギー供給構造高度化法で電気事業者に求められている非化石電源比率（中間目標）への対応は必須になります。

(2)レジリエンス事業における課題

レジリエンス事業は、省エネコンサルティング事業、感染症対策関連事業及び蓄電池事業から構成されております。蓄電池は、代理店を通じて顧客に販売されるBtoB取引が主となります。よって、販路拡大のために蓄電池販売を得意とし販売力のある代理店を獲得することが課題となります。なお、これまで家庭用の蓄電池を主に取り扱ってまいりましたが、今後は小型産業用蓄電池の販売も本格化させてまいります。

省エネコンサルティング事業では、これまでの事業者向けのエネルギー使用合理化・省エネ関連のソリューションに加え、BCP（事業継続計画）対策や家庭における防災・減災対策として、再生可能エネルギー、蓄電池及び発電機の組み合わせなどによる提案を積極的に展開してまいります。省エネルギーや防災・減災といった一部の効用にとどまらず、レジリエンス向上を促すための取り組みを推進してまいります。

(3)メディカル事業における課題

メディカル事業は、2023年12月1日付で株式交換により完全子会社化したゼロメディカルにおいて、主に歯科・医科に対する営業支援を目的としたHPの制作及び運用等を行う医療機関向けウェブクリエーション事業のほか、メディア発信等を通しての経営支援、再生医療に関するマーケティング等を行っております。また、福祉関連事業として、放課後等デイサービス、就労継続支援B型事業所及び訪問介護事業所の運営を行っております。

今後は、さらなる収益拡大のため、医科・歯科等医療の領域での新たな収益機会の創出が課題となります。そのために既存顧客をはじめとした、これまでの取引ネットワークを活用し、新規事業の検討を積極的に進めてまいります。

(4)経営環境の変化への機動的な対応、これによる事業機会及び収益の追求

将来にわたる持続的な成長を実現するため、事業規模及び収益の拡大を戦略的に推進する必要があります。当社グループは、市場のニーズやウォンツを的確にとらえ、社会・時代の変化に機動的に対応し、既存事業の強化、派生ビジネスへの取り組み、新しい発想・視点による新規の事業機会の創出をたえず行ってまいります。さらに、事業ポートフォリオを定期的に見直し、収益力及び効率性の向上を推進し、中長期的な成長基盤の確立を図ってまいります。また、成長を加速するために、その時々々の経営環境を鑑み、特に、脱炭素を志向する環境意識の高い企業との協業等を含めた他の企業グループとの連携や戦略的な投資を推進してまいります。

(5)内部管理体制の拡充並びにコンプライアンス及びリスクマネジメントの強化

当社グループは、社会的責任を果たし、持続的な成長と企業価値向上を図るために、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現することを目的として、2017年12月に策定した「コーポレート・ガバナンス基本方針」（2021年12月一部改訂）において、コンプライアンスの徹底及びリスクマネジメントに対し積極的な取り組みを行う姿勢を明確にいたしました。コーポレートガバナンス・コードの改訂その他事業環境の変化に応じて、当社グループにふさわしいコーポレート・ガバナンスの実現に努めてまいります。また、引き続き、グループ全体において、継続的な啓発活動及び教育研修を実施し、一人ひとりが高い倫理観を醸成し、良識と責任のある行動をとることのできる企業風土を形成してまいります。

(6)優秀な人財の確保・育成

当社グループは、中長期的な経営戦略の遂行及び対処すべき課題への取り組みに際して、事業環境の変化に円滑に対応して社会的な価値を創出することのできる優秀な人財の確保・育成が必須であると考えております。業容拡大のもと、意欲のある経験値の高い人財を確保するとともに、持続的な成長を支える人財の育成、個々のパフォーマンスの最大化のため、就業環境の整備・改善に注力してまいります。

(7)ダイバーシティの推進

当社グループでは、これまで複数の国籍の人財を登用してまいりましたが、今まで以上に、グローバル化の推進、個性の尊重、人財の経験・スキルの多様性の向上、信頼関係作りの強化に取り組んでまいります。また、取締役だけではなく、執行役員、部長などの経営幹部への女性登用の拡大を推進してまいります。そのために、多様な個々の従業員が意欲をもって活躍できるための就労環境の整備、職場コミュニケーションの改革、人財育成等の人事・労務施策の実施に努めてまいります。

9. 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第 18 期 (2021 年 3 月) | 第 19 期 (2022 年 3 月) | 第 20 期 (2023 年 3 月) | 第 21 期 (当連結会計年度) (2024 年 3 月) |
|----------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|---------------------------------------|
| 売 上 高 | 13,217百万円 | 28,753百万円 | 32,789百万円 | 20,487百万円 |
| 経常利益又は経常損失 (△) | △2,893百万円 | 8,173百万円 | △1,722百万円 | 1,758百万円 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 (△) | △2,974百万円 | 6,913百万円 | 3,267百万円 | 1,070百万円 |
| 1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) | △36円86銭 | 64円05銭 | 27円32銭 | 8円98銭 |
| 総 資 産 | 47,556百万円 | 72,968百万円 | 19,271百万円 | 19,714百万円 |
| 純 資 産 | 4,322百万円 | 14,114百万円 | 16,826百万円 | 17,969百万円 |
| 1株当たり純資産額 | 43円76銭 | 121円03銭 | 141円75銭 | 149円32銭 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき、また、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 第19期より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第19期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。
3. 第18期は、2020年12月から2021年1月にかけての卸電力取引市場における電力価格の異常な高騰により電力調達価額が多額となったことから、大幅な経常損失となっております。また、ビットコインをはじめとする各暗号資産価格の上昇により、顧客預り暗号資産が増加したことで、総資産が大幅に増加しております。さらに、主に、第三者割当て発行された第13回及び第15回新株予約権の行使による株式の発行により純資産が増加しております。
4. 第19期は、暗号資産の新規取扱いを複数開始したことにより、手数料収入とトレーディング収益が増加しました。それに併せて、利用者預り暗号資産が増加したことで総資産は大きく増加しております。また、主に、第15回、第16回及び第18回新株予約権の行使による株式の発行により純資産が増加しております。
5. 第20期は、保有しているビットポイントジャパン株式の売却による、関係会社株式売却益8,921百万円を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は3,267百万円となりました。
6. 第21期は、主にエネルギー事業においてJPEx市場価格の変動リスクに対応できる体制を構築し、安定的な利益確保が可能となったことから、のれんの減損損失の598百万円を計上するも、堅調な親会社株主に帰属する当期純利益となりました。

(2) 当社の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第 18 期 (2021 年 3 月) | 第 19 期 (2022 年 3 月) | 第 20 期 (2023 年 3 月) | 第 21 期 (当 事 業 年 度) (2024 年 3 月) |
|-----------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|---|
| 売 上 高 | 11,733百万円 | 18,438百万円 | 31,863百万円 | 20,209百万円 |
| 経常利益又は経常損失 (△) | △2,414百万円 | 1,482百万円 | 4,100百万円 | 3,742百万円 |
| 当期純利益又は当期純損失 (△) | △2,467百万円 | 1,218百万円 | 4,090百万円 | 3,009百万円 |
| 1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) | △30円58銭 | 11円28銭 | 34円21銭 | 25円25銭 |
| 総 資 産 | 9,237百万円 | 11,441百万円 | 14,727百万円 | 17,435百万円 |
| 純 資 産 | 5,654百万円 | 9,752百万円 | 13,287百万円 | 16,370百万円 |
| 1株当たり純資産額 | 57円31銭 | 83円57銭 | 111円93銭 | 136円02銭 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき、また、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 第19期より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第19期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。
3. 第18期は、2020年12月から2021年1月にかけての卸電力取引市場における電力価格の異常な高騰により電力調達価額が多額となったことから、大幅な経常損失となっております。
4. 第19期は、電力小売が堅調に増加し、その一方で電力調達原価を適正にコントロールしたことにより、経常利益、当期純利益は増加しております。
5. 第20期は、ビットポイントジャパンの株式を売却した株式会社ビットポイント・ホールディングス(現 イプシロン・ホールディングス株式会社)からの受取配当金5,207百万円を計上したことにより、当期純利益は大幅に増益となりました。
6. 第21期は、主にエネルギー事業においてJPEX市場価格の変動リスクに対応できる体制を構築し、安定的な利益確保が可能となったこと、また、イプシロン・ホールディングス株式会社から受取配当金2,005百万円を計上したことにより、関係会社株式評価損を662百万円を計上するも、堅調な当期純利益となりました。

10. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係
該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の出資比率 | 主な事業内容 |
|-------------------|--------|---------|---------|
| イプシロン・ホールディングス(株) | 101百万円 | 100.00% | 金融関連事業 |
| (株) ゼロメディカル | 10百万円 | 100.00% | メディカル事業 |

(3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

11. 主要な事業内容

(2024年3月31日現在)

| 事業 | 事業内容 |
|----------|---|
| エネルギー事業 | 電力売買 |
| レジリエンス事業 | 省エネルギー化支援コンサルティング、蓄電池販売、感染症対策関連商品の販売等 |
| メディカル事業 | 主に歯科・医科に特化したHPの制作及び運用、医療コンサルティング事業、福祉関連事業 |
| その他の事業 | マーケティングコンサルティング等 |

12. 主要な事業所

(2024年3月31日現在)

| 名称 | 所在地 | |
|-----|-------------------|-----------------|
| 当社 | 本社 | 東京都港区虎ノ門四丁目3番9号 |
| | 名古屋営業所 | 愛知県名古屋市西区 |
| | 大阪営業所 | 大阪府大阪市 |
| | 石川営業所 | 石川県白山市 |
| 子会社 | イプシロン・ホールディングス(株) | 東京都港区 |
| | (株) ゼロメディカル | 東京都目黒区 |

13. 従業員の状況

(2024年3月31日現在)

(1) 企業集団の従業員の状況

| 事業区分 | 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|----------|------|-------------|
| エネルギー事業 | 58名 | 11名減 |
| レジリエンス事業 | 47名 | 2名減 |
| メディカル事業 | 131名 | 131名増 |
| その他事業 | 1名 | － |
| 全社(共通) | 19名 | 7名減 |
| 合計 | 256名 | 107名増 |

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員はおりません。
2. 「全社(共通)」として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|-----------|------|--------|
| 125名 | 24名減 | 37歳 | 4年8か月 |

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数は、それぞれ表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。
2. 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員はおりません。

14. 主要な借入先

(2024年3月31日現在)

(1) 企業集団の従業員の状況

| 借入先 | 借入金残高 |
|--------------|--------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 189百万円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 187百万円 |
| 独立行政法人福祉医療機構 | 120百万円 |

15. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II. 会社の株式に関する事項

(2024年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 300,000,000株
2. 発行済株式の総数 122,727,800株 (自己株式2,435,000株含む)
3. 株主数 34,960名
4. 大株主 (上位10名)

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|---|------------|---------|
| SBIホールディングス株式会社 | 5,826,600株 | 4.84% |
| リバイブ投資事業組合 | 2,804,400株 | 2.33% |
| 有賀 照家 | 2,300,000株 | 1.91% |
| 松田 周 | 2,190,000株 | 1.82% |
| モロフジ株式会社 | 1,820,000株 | 1.51% |
| 原 征弘 | 1,626,000株 | 1.35% |
| J P M O R G A N C H A S E B A N K 385781 | 1,426,312株 | 1.19% |
| 小田 玄紀 | 1,216,800株 | 1.01% |
| 株式会社MAYA INVESTMENT | 1,115,000株 | 0.93% |
| 東京短資株式会社 | 900,000株 | 0.75% |

(注) 持株比率は、自己株式2,435,000株を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

2. 事業年度中に従業員等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

| | | 第 20 回 新 株 予 約 権 |
|------------------------|-------------------|---|
| 発行決議日 | | 2023年7月27日 |
| 新株予約権の数 | | 14,400個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式 1,440,000株 (新株予約権1個につき100株) |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権1個当たり218円 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権1個当たり21,400円 (1株あたり214円) |
| 権利行使期間 | | 2023年11月1日から 2027年1月31日まで |
| 行使の条件 | | 本新株予約権の行使期間中に当社の普通株式の取引終値が一度でも300円以上となった場合にのみ、本新株予約権は行使できるが、他方で、本新株予約権の行使期間中に当社の普通株式の取引終値が一度でも100円を下回った場合には、本新株予約権が消滅し権利行使できない内容になっている。 |
| 使用人等への交付状況 | 当 社 役 員 及 び 使 用 人 | 新株予約権の数 14,400個 目的となる株式数 1,440,000株 交付者数 20人 |

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

(2024年3月31日現在)

| 地 位 | 氏 名 | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|------------------------|-------|---|
| 代表取締役社長CEO | 高橋 由彦 | 公認会計士 イプシロン・ホールディングス株式会社 代表取締役 |
| 取 締 役 レジリエンス事業部長 | 秋田 真人 | |
| 取 締 役 (監 査 等 委 員) | 瀧澤 文基 | |
| 取 締 役 (監 査 等 委 員) | 高山 雄大 | 公認会計士 あかり監査法人 |
| 取 締 役 (監 査 等 委 員) | 山田 庸一 | C S T 法律事務所 パートナー弁護士 株式会社ビットポイントジャパン 社外監査役 |
| 取 締 役 (監 査 等 委 員) | 江田 健二 | R A U L 株式会社 代表取締役 デナジー株式会社 取締役 株式会社 J W A T W A V E 取締役 一般社団法人エネルギー情報センター 理事 一般社団法人サステナブルコミュニケーション協会 理事 一般社団法人つなぐ未来研究所 理事 一般社団法人環境エネルギー循環センター 理事 |

- (注) 1. 取締役 高山雄大氏、山田庸一氏及び江田健二氏は社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役 高山雄大氏、山田庸一氏及び江田健二氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 取締役 高橋由彦氏、監査等委員である取締役 高山雄大氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員である取締役 山田庸一氏は弁護士であり、法務及びリスク管理に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査等委員会の監査機能を強化するため、経営会議その他重要な会議等への出席による情報収集及び共有、並びに内部監査部門等との十分な連携を可能とすべく、瀧澤文基氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
2023年6月28日開催の第20期定時株主総会終結の時をもって、小田玄紀氏、中込裕司氏、今川慎一氏及び江藤美帆氏は任期満了により退任しました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役である高山雄大氏、山田庸一氏及び江田健二氏と、それぞれ会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

3. 補償契約の内容の概要

当社は高橋由彦氏、秋田真人氏、瀧澤文基氏、高山雄大氏、山田庸一氏及び江田健二氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります。

4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

(1) 被保険者の範囲

当社及び当社の全ての子会社の取締役、監査役

(2) 保険内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約は、(1)に規定する被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填するものです。ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害等は補填対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

5. 取締役の報酬等の総額

| 区 分 | 支 給 人 員 | 報 酬 等 の 総 額 |
|--|--------------|------------------------|
| 取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く) (う ち 社 外 取 締 役) | 3 名 (一 名) | 32 百 万 円 (一 百 万 円) |
| 取 締 役 (監 査 等 委 員) (う ち 社 外 取 締 役) | 6 名 (5 名) | 18 百 万 円 (12 百 万 円) |
| 合 計 | 9 名 | 51 百 万 円 |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、従業員兼務取締役の従業員分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の限度額は、2018年6月28日開催の第15期定時株主総会（当時の社内取締役は3名、社外取締役は5名）において、報酬額は年額1,000百万円以内（内、社外取締役分は200百万円以内。ただし、いずれも従業員分給与は含まれない。）と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬等の限度額は、2015年6月26日開催の第12期定時株主総会（当時の監査等委員である取締役は4名）において、報酬額は年額200百万円以内と決議いただいております。
4. 上記の取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額には、取締役（監査等委員を除く）に対する当事業年度に係る役員賞与支給額10百万円が含まれております。
5. 上記の取締役（監査等委員）の報酬等の総額には、社外取締役を除く取締役（監査等委員）に対する当事業年度に係る役員賞与支給額1百万円が含まれております。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(1) 取締役個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、2021年4月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、予め決議する内容について、取締役会で選任された過半数が社外取締役で構成される任意の指名報酬委員会に諮問しております。

(2) 取締役個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要

① 固定報酬に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

取締役の報酬は、固定の基本報酬（金銭）のみとし、年額を12等分し毎月支給することとします。基本報酬は、各取締役の役位、職責等に応じて定めるものとし、経営環境等を勘案して適宜見直します。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の方法

代表取締役が当社の業績等を踏まえ、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、報酬案を策定します。その後、報酬額の妥当性と決定プロセスの透明性を確保するため、任意の指名報酬委員会における審議及び決議により決定いたします。同委員会は、代表取締役社長CEOである高橋由彦氏を委員長として、監査等委員である取締役の瀧澤文基氏、高山雄大氏、山田庸一及び江田健二氏の5名で構成されております。

(3) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

任意の指名報酬委員会が、取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容を決定方針との整合性を含め、総合的に検討を行っており、取締役会は、その審議内容を尊重して決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

7. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

| 区 分 | 氏 名 | 兼 職 先 |
|------------|---------|---|
| 取締役(監査等委員) | 高 山 雄 大 | あかり監査法人 |
| 取締役(監査等委員) | 山 田 庸 一 | C S T法律事務所 パートナー弁護士 株式会社ビットポイントジャパン 社外監査役 |
| 取締役(監査等委員) | 江 田 健 二 | R A U L株式会社 代表取締役 デナジー株式会社 取締役 株式会社J W A T W A V E 取締役 一般社団法人エネルギー情報センター 理事 一般社団法人サステナブルコミュニケーション協会 理事 一般社団法人つなぐ未来研究所 理事 一般社団法人環境エネルギー循環センター 理事 |

(注) 重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

| 氏 名 | 活 動 状 況 |
|-----------------------|---|
| 取締役(監査等委員) 高 山 雄 大 | 当事業年度開催の取締役会18回及び監査等委員会15回の全てに出席し、公共性の高い企業において国内外における豊富な経験と高度な見識から必要な意見を適宜行っております。 |
| 取締役(監査等委員) 山 田 庸 一 | 当事業年度開催の取締役会18回及び監査等委員会15回の全てに出席し、コンプライアンス全般に関する見識並びに弁護士としての専門的知見及び経験から必要な意見を適宜行っております。 |
| 取締役(監査等委員) 江 田 健 二 | 社外取締役就任後開催の取締役会13回及び監査等委員会10回の全てに出席し、経営コンサルタントとしての豊富で幅広い経験から、必要な意見を適宜行っております。 |

(注) 上記の取締役会の開催回数の外、会社法第370条及び定款第24条の規定に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

アスカ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | 報 酬 等 の 額 |
|-------------------------------|-----------|
| 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 19百万円 |
| 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 19百万円 |

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬の見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の間を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の再任の可否については、会計監査人の適格性、独立性及び職務の執行状況等に留意し、每期検討を行います。

その結果、不再任が妥当と判断した場合、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する株主総会議案の内容を決定いたします。

VI. 業務の適正を確保するための体制

当社は、企業活動の継続的かつ健全な発展によって企業価値の増大を図るため、次の内部統制システムの整備に関する基本方針を制定し、これを日常の指針として、継続的な内部統制システムの改善並びに適正な運営により、社会的使命を果たしてまいります。なお、当社は、2017年6月13日開催の取締役会の決議によって「内部統制システム整備の基本方針」を改定しております。

1. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、監査等委員会設置会社であり、社外取締役の経営参画により、業務執行に対する取締役会の監督機能を強化するとともに、意思決定プロセスの適正性・透明性の確保を図る。取締役会は、法令、定款、取締役会規程その他の社内規程に則り、重要事項を決定し取締役の職務執行を監督する。
- ② 「倫理コンプライアンス規程」を定め、教育・啓発活動を通じて、法令等遵守が企業の存立及び事業活動の基盤であることを浸透・徹底を図る。
- ③ 取締役及び使用人全員が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守し、取締役自らの率先垂範を通じて使用人への周知徹底を図る。
- ④ 「内部統制システム整備の基本方針」及び取締役会の指示に従い、リスク・コンプライアンス委員会においてコンプライアンスに関する重要な施策を審議・決定し、その活動状況を取締役会及び監査等委員会に対し報告する。
- ⑤ 取締役及び使用人の職務の執行は、監査等委員会の監査を受ける。
- ⑥ 内部通報システムを設け、法令違反、社内規程、重大な倫理・コンプライアンス違反があった場合には、その通報を受け、必要な調査を実施し、当該違反に対する対処並びに是正措置を講じる。
- ⑦ 内部監査室は、内部監査の結果及び改善課題を取締役社長及び監査等委員会に報告し、当該改善課題の対応状況を確認する。
- ⑧ 反社会的勢力の排除に関し、反社会的勢力とは断固として関係を持たないことを基本とし、弁護士や警察等との連携を図り、組織的に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る文書及び情報については、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で保存・管理する。
- ② 取締役又は監査等委員である取締役が常時閲覧できるような状態で保管・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会はリスク管理規程に則り、リスクの発生防止及び損失の最小化に努めることとし、リスク・コンプライアンス委員会においてリスク評価を行い適切な施策を決定するとともに施策の有効性評価を行う。

- ②各部門の所管業務に付随する個別リスクについては、社内規程に明確にされた職務分掌及び権限に基づいて、それぞれの部門において責任をもって第一義的に管理し対応する。
 - ③新たに生じたリスクに対しては、取締役会及びリスク・コンプライアンス委員会においてリスク評価を行い速やかに適切な施策を実施する。
 - ④内部監査室は、監査により損失の危険が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれらがもたらす損失の程度等について、直ちに取締役社長に報告するとともに関連する担当部門に連絡し、迅速な連携を図り、その対応について速やかに対処する。また、取締役社長及び監査等委員会に対し、改善課題の対応状況を報告する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
- ①取締役会は原則月1回開催し、経営に関する重要事項に関する審議・決議及び取締役の業務執行状況の監督等を行うほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - ②職務決裁権限規程に基づき、迅速かつ効率的な意思決定を図る。
 - ③取締役会において年度予算及び中期経営計画の策定を行うとともに、月次で進捗状況の管理を行い職務執行にフィードバックする。
 - ④情報伝達や業務においてITを有効かつ適切に利用することにより、職務執行の効率化を図る。
- (5) 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①当社及び子会社からなる企業集団（以下、「当社グループ」といいます。）の業務の適正を確保するために、また、グループ間取引の適正の確保を図るため、関係会社管理規程に基づき、当社グループに関する業務の全般を管理し、監視体制及び報告体制を確保する。
 - ②子会社の取締役の職務執行が効率的に行われるよう、関係会社管理規程において協議すべき事項及び報告すべき事項を明確化するとともに、具体的な業務執行については子会社の自主性を尊重する。子会社の取締役は、当社の役員連絡会、取締役会及びその他のレポーティングルートを通じて、自社の営業成績、財務状況その他の重要な情報等について、当社に対し定期的な報告を行う。
 - ③当社グループにおける経営の健全性及び効率性の向上を図るため、事業運営に関する重要な事項について情報交換及び協議を行う。また、当社グループ各社に共通する間接部門の業務についてはできるだけ共有化を図り、グループ全体で効率的な経営に努める。
 - ④監査等委員会及び内部監査室は、子会社を定期的な監査の対象とし、子会社の取締役の業務執行の状況、財務報告に係る内部統制の整備・運用の状況の評価等を行う。

- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項、監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査等委員会による円滑な職務遂行ができるように必要なスキルその他について意見を聴取したうえで人選し、監査等委員会の同意を得て任命する。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。
 - ② 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いた場合、当該使用人は、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行するものとする。また、当該使用人に関する人事異動、考課、懲戒処分等は監査等委員会の同意のもとに行う。
- (7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制、当該報告者が報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社グループの取締役、監査役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事項若しくは法令又は定款に違反する事項が発生し又は発生するおそれがあるときは、その内容につき速やかに監査等委員会に報告する。
 - ② 内部監査室は、監査等委員会に対して、監査の結果及び改善状況並びに財務報告に係る内部統制の評価の状況等を報告する。
 - ③ 監査等委員会から求めがあった場合には、当社グループの取締役、監査役及び使用人は業務執行状況に関する報告をする。
 - ④ 監査等委員会は、内部通報制度の運用状況及び事案の内容について定期的に報告を受け、適宜指示・助言等を行う。
 - ⑤ 監査等委員会に直接間接を問わず報告・通報又は説明を行った者に対して、当該報告・通報又は説明を行ったことを理由として、人事上その他一切の点で不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、その旨を社内に周知徹底する。
- (8) 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査等委員会は、監査等委員である取締役の職務執行上必要と認められる費用について予算計上するように努める。
 - ② 会社は、監査等委員である取締役の職務執行上の費用に関する前払等の請求があるときは当該請求が適正でない場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。また、会社は、緊急又は臨時に支出した費用については、当該支出が適正でない場合を除き、事後の償還請求に応じる。
 - ③ 監査等委員会は、その職務の執行に必要と認められるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他外部専門家を任用することができる。その費用については会社に請求することができる。

④監査等委員である取締役は、費用の支出に当たってはその適正性及び効率性に留意するものとする。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①会社は、監査等委員会が決定した監査基準及び監査実施計画を尊重し、円滑な監査の実施及び監査環境の整備に協力する。
- ②代表取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く）、子会社取締役、主要部長とともに、監査等委員会との間で定期的な情報及び意見の交換を行う。
- ③監査等委員会は、会計監査人、子会社監査役及び内部監査室と、当社グループの監査に関して定期的に意見及び情報の交換を行うなどして緊密な連携を図る。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、内部統制システムを構築し維持する。また、当該システムが適正かつ有効に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及び関連法令の要求に対する適合性を確保する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記の方針に基づき、内部統制システムの整備と適切な運用に努めております。当事業年度における具体的な運用状況のうち、内部統制上重要と考える主な取り組みは以下のとおりであります。

（監査等委員会による監査等及び社外取締役による監督）

原則として月1回開催される監査等委員会において、管理部門及び内部監査室から、当社のリスク管理体制等に関する事項や内部監査上の課題について報告を受けるとともに、監査等委員である取締役の間で、業務の執行状況の監査・監督に関して情報及び意見の交換を行っております。

監査等委員である取締役は、取締役会に出席し、業務執行取締役等から業務の執行状況の報告を受け、決議事項の審議に際して積極的に質疑や意見を述べ、意思決定の過程や内容について監督を行っております。また、原則として月1回開催される役員連絡会において、代表取締役、取締役（監査等委員である取締役を除く）、主要管理職及び子会社社長に出席を求め、当社の経営・事業に関する情報及び意見の交換を行い、密度の濃い監査等を実施できる体制を実現しております。

監査等委員である取締役は、会計監査人との間で、監査の独立性と適正性を監視しながら、会計監査人による監査計画、会計監査結果報告を受領し、適宜、情報及び意見の交換を行っております。

また、その過半数が社外取締役で構成される任意の指名報酬委員会を取締役会の諮問機関として設置しております。当事業年度は、合計4回開催し、取締役候補者の選定、代表取締役・役付取締役の選定、取締役のスキルマトリックスを含む取締役会の構成に関する事項、並びに取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針及び報酬等の内容等、役員等の人事及び報酬に関する事項について審議いたしました。

(コンプライアンス)

新規事業の取り組み等に際しては、取締役会、役員連絡会等において、事業リスクのほか、法的リスクへの対応を含めたコンプライアンスについて討議を行い、関連部署に対ししかるべき指示を行い、その対応状況について報告させております。

コンプライアンスの重要性につき、役員及び使用人に対し周知徹底し、コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図っております。

(リスク管理)

取締役会はリスク管理規定に則り、リスクの発生防止及び損失の最小化に努めることとし、リスク・コンプライアンス委員会においてリスク評価を行い適切な施策を決定するとともに施策の有効性評価を行っております。各部門の所管業務に付随する個別リスクについては、社内規定に明確にされた職務分掌及び権限に基づいて、それぞれの部門において責任をもって一義的に管理し対応しております。新たに生じたリスクへの対応に対しては、取締役会及びリスク・コンプライアンス委員会においてリスク評価を行い、速やかに適切な施策を実施しております。

Ⅶ. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、「事業の成長・拡大及び経営効率・収益性の向上により企業価値を高めつつ、財務基盤の健全性の確保、資本効率の向上、株主還元強化をバランスよく追求することを基本的な方針とし、資本政策に取り組む」こととしており、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置付けております。

2024年3月期の業績は、各セグメントにおける業績が前期と比べ好調に推移したことから、営業利益・経常利益とも前期を上回り黒字化を達成いたしました。今後M&A等で既存事業と親和性の高い事業領域や新たな事業機会が創出される分野への投資を行うとともに、人材の確保等を通じて組織力を強化し、当社グループの更なる収益規模拡大に向けた機動的戦略の実行を図るべく、2024年3月31日を基準日とする配当につきましては、無配とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-------------------|---------------|-----------------|---------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 17,714 | 流動負債 | 1,322 |
| 現金及び預金 | 13,573 | 買掛金 | 565 |
| 売掛金及び契約資産 | 3,554 | 未払金 | 142 |
| 商 品 | 251 | 預り金 | 97 |
| 製 品 | 0 | 短期借入金 | 100 |
| 原材料及び貯蔵品 | 13 | 1年内返済予定の長期借入金 | 93 |
| 仕 掛 品 | 1 | 未払法人税等 | 14 |
| 未収法人税等 | 11 | そ の 他 | 308 |
| 自己保有暗号資産 | 68 | 固定負債 | 422 |
| そ の 他 | 302 | 長期借入金 | 422 |
| 貸倒引当金 | △62 | | |
| 固定資産 | 1,999 | | |
| 有形固定資産 | 208 | | |
| 建物及び構築物 | 142 | | |
| 減価償却累計額 | △30 | | |
| 建物及び構築物(純額) | 111 | | |
| 車両運搬具及び工具器具備品 | 88 | | |
| 減価償却累計額 | △58 | | |
| 車両運搬具及び工具器具備品(純額) | 30 | | |
| 土 地 | 66 | | |
| 無形固定資産 | 93 | | |
| ソフトウェア | 68 | | |
| ソフトウェア仮勘定 | 25 | | |
| 投資その他の資産 | 1,696 | | |
| 投資有価証券 | 37 | | |
| 敷金及び保証金 | 1,275 | | |
| 固定化債権 | 94 | | |
| 繰延税金資産 | 19 | | |
| そ の 他 | 364 | | |
| 貸倒引当金 | △94 | | |
| 資産合計 | 19,714 | | |
| | | 負債合計 | 1,744 |
| | | (純資産の部) | |
| | | 株 主 資 本 | 17,962 |
| | | 資 本 金 | 10 |
| | | 資 本 剰 余 金 | 10,662 |
| | | 利 益 剰 余 金 | 8,462 |
| | | 自 己 株 式 | △1,173 |
| | | 新 株 予 約 権 | 7 |
| | | 純資産合計 | 17,969 |
| | | 負債・純資産合計 | 19,714 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------|--------|
| 売上高 | 20,487 |
| 売上原価 | 16,666 |
| 売上総利益 | 3,820 |
| 販売費及び一般管理費 | 2,077 |
| 営業利益 | 1,743 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 0 |
| 受取当金 | 5 |
| 補助金収入 | 14 |
| 違約金収入 | 23 |
| 貸倒引当金の戻入 | 0 |
| その他 | 10 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 1 |
| 投資事業組合運用損 | 3 |
| 暗号資産評価損 | 27 |
| 新株予約権発行費 | 1 |
| 株式交付費 | 0 |
| その他 | 6 |
| 経常利益 | 39 |
| 特別利益 | 1,758 |
| 特定資産売却益 | 0 |
| 新株予約権戻入益 | 1 |
| 特別損失 | |
| 特定資産除却損 | 0 |
| 投資有価証券評価損 | 66 |
| 移転費用 | 26 |
| のれん償却額 | 598 |
| 減損損失 | 52 |
| 税金等調整前当期純利益 | 744 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 18 |
| 法人税等還付税額 | △52 |
| 法人税等調整額 | △20 |
| 当期純利益 | 1,070 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 1,070 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|-------------------------|---------|-----------|-----------|---------|--------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | |
| | 株主資本合計 | | | | |
| 当 期 首 残 高 | 7,877 | 3,268 | 7,629 | △1,956 | 16,819 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 新 株 の 発 行 (新株予約権の行使) | 0 | 0 | | | 0 |
| 資本金から資本剰余金への振替 | △7,867 | 7,867 | | | - |
| 株式交換による変動 | | △474 | | 783 | 308 |
| 剰余金の配当 | | | △237 | | △237 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 1,070 | | 1,070 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | △7,867 | 7,394 | 832 | 783 | 1,142 |
| 当 期 末 残 高 | 10 | 10,662 | 8,462 | △1,173 | 17,962 |

(単位：百万円)

| | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|-----------|-----------|
| 当 期 首 残 高 | 6 | 16,826 |
| 当 期 変 動 額 | | |
| 新 株 の 発 行 (新株予約権の行使) | | 0 |
| 資本金から資本剰余金への振替 | | - |
| 株式交換による変動 | | 308 |
| 剰余金の配当 | | △237 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 1,070 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 1 | 1 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 1 | 1,143 |
| 当 期 末 残 高 | 7 | 17,969 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 4社

主要な連結子会社の名称 イプシロン・ホールディングス株式会社
株式会社ゼロメディカル

なお2023年12月1日付で、株式会社ゼロメディカル（以下「ゼロメディカル」といいます）を完全子会社にしたことにより、当連結会計年度より連結子会社を含めることとしました。

2. 持分法の適用に関する事項

(1)持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 0社

(2)持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況
該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

イプシロン・ホールディングス株式会社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

なお、投資事業組合等に対する出資については、組合の直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②デリバティブ

時価法を採用しております。

③棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

ア. 商品

レジリエンス事業 : 主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

メディカル事業 : 主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

イ. 仕掛品

メディカル事業 : 主として個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(2)暗号資産に係る会計処理の方法

①暗号資産の期末評価

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

②暗号資産の取引に係る損益

暗号資産の取引に係る損益（評価損益を含む）は、連結損益計算書上営業外損益の暗号資産評価損益に表示しております。

(3)重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を含む）及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

| | |
|-----------|-------|
| ア. 建物 | 3～22年 |
| イ. 車両運搬具 | 2～3年 |
| ウ. 工具器具備品 | 2～10年 |

②無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

(4)重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5)収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

・エネルギー事業

エネルギー事業においては、主に顧客の電力消費に対応する電力供給を行うサービスを提供しております。契約期間にわたり顧客に電力供給を行うにつれて履行義務が充足されることから、経過時点における役務提供に応じて収益を認識しております。具体的には、検針による確定した電力供給量により履行義務の充足を認識するとともに、検針日から決算日までの期間は過去の平均的な電力供給量に基づく電力料金をもとに見積りを行って履行義務の充足を認識しております。

・レジリエンス事業

(1)商品・製品販売

主に需要に沿ったエネルギー関連商材及び感染症対策商材等の販売を行うものであり、顧客に商品・製品を引き渡す履行義務を負っております。当社が引き渡した商品・製品を顧客が検収した時点で当該商品・製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(2)省エネコンサルティング

主に行政機関が行っている補助金制度等の申請に係る支援業務を行うものであり、当該支援業務を行う履行義務を負っております。当該履行義務の充足は、補助金等の交付決定があった日の一時時点で認識しております。これは、支援を実施した申請に対して補助金等の交付決定がなされたことをもって履行義務が完了したものである内容の契約を顧客と締結しているからであり、申請の完了で履行義務が充足されるものではなく、一定期間にわたり履行義務が充足されるものでもないためです。

・メディカル事業

メディカル事業では主に歯科・医科の医療機関向けに対する営業支援を目的としたソフトウェアのライセンス販売、HPの制作等を行っております。

ソフトウェアのライセンス販売に係る収益は、顧客との販売契約等に基づいてソフトウェアの使用権を許諾する履行義務を負っております。

ソフトウェアのライセンス販売については、使用権の性質を有するライセンスの供与であるため、ライセンスが顧客に供与される時点において収益を認識しております。

HPの制作等は、顧客との契約における義務を履行することにより資産価値が増加し、当該資産の価値が増加するにつれて、顧客が当該資産を支配することになるため、その進捗度に応じて収益を認識しております。ただし、期間がごく短いものについては、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(6)その他連結計算書類の作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

ア. 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

イ. 新株予約権発行費

支出時に全額費用処理しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 棚卸資産の評価

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

| | | 当連結会計年度 |
|---------------|---|---------|
| 商 | 品 | 251百万円 |
| 製 | 品 | 0百万円 |
| 原材料及び貯蔵品 | | 13百万円 |
| 棚卸資産評価損(売上原価) | | 67百万円 |

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産の貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

収益性の低下の事実を反映するように、品目ごとに過去の販売実績及び使用期限をもとに将来の販売見込数量を見積もり、当該見込み数量を上回る棚卸資産について、簿価の切下げの対象とすべき滞留在庫としております。

棚卸資産の将来の販売見込数量の見積りは、景気動向や顧客ニーズの変化等の外部環境の変動によって影響を受ける可能性があり、販売見込数量の見積りが想定を下回った場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

2. のれんの評価

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

| | | 当連結会計年度 |
|---------|--|---------|
| のれんの償却額 | | 598百万円 |

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

企業結合により取得したのれんは、取得原価と被取得企業の識別可能資産及び負債の企業結合日時点との差額で計上し、その効果の及ぶ期間にわたって、定額法により定期的に償却しております。

のれんの償却期間については、取得時点における事業計画に基づく投資の回収期間等を勘案し、超過収益力の効果の発現期間を見積もっております。

また、のれんの減損の兆候の有無を把握し、減損の兆候が認められる場合には、のれんが帰属する事業から得られる将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することにより減損損失の認識の要否を判定しております。なお、当連結会計年度においては、「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(日本公認会計士協会 最終改正2024年3月22日 会計制度委員会報告第7号) 第32項の規定に基づき、保有する子会社株式につき関係会社株式評価損を計上したことに伴って連結計算書類ののれんについて598百万円のものれん償却額を特別損失に計上しております。

当連結会計年度において、当該株式に係るのれんについては全額をのれん償却額として認識したため、翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

3. 事業の検針日から決算日までの未検針期間の収益の見積り計上
(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (5)
収益及び費用の計上基準に記載した内容と同一であります。

(追加情報)

(営業投資有価証券)

当社は、2023年5月12日付で金融関連事業を廃止いたしました。これに伴い、同日付で、連結貸借対照表上、流動資産の「営業投資有価証券」341百万円を、固定資産の投資その他の資産の「その他」237百万円及び「投資有価証券」104百万円に振り替えております。

また、上記の投資有価証券等に関連する損失は、特別損失の投資有価証券評価損に66百万円、営業外費用の投資事業組合運用損に3百万円、それぞれ計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

担保資産

(1) 担保に供している資産 (帳簿価額)

| | |
|----|--------|
| 建物 | 40 百万円 |
| 土地 | 49 百万円 |
| 計 | 89 百万円 |

(2) 担保に係る債務 (帳簿価額)

| | |
|-------|--------|
| 長期借入金 | 64 百万円 |
|-------|--------|

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 連結会計年度末日における発行済株式の総数

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末株式数 |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式 | 122,717,800株 | 10,000株 | 一株 | 122,727,800株 |

(注) 増加株式数は、新株予約権行使による増加10,000株であります。

2. 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末株式数 |
|-------|--------------|--------------|--------------|-------------|
| 普通株式 | 4,060,000株 | 一株 | 1,625,000株 | 2,435,000株 |

3. 新株予約権等に関する事項

| | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数 (株) | | | |
|-----------|------------|---------------|-----------|-----------|-----------|
| | | 当連結会計年度期首 | 当連結会計年度増加 | 当連結会計年度減少 | 当連結会計年度末 |
| 第11回新株予約権 | 普通株式 | 234,700 | — | 234,700 | — |
| 第14回新株予約権 | 普通株式 | 60,000 | — | 10,000 | 50,000 |
| 第17回新株予約権 | 普通株式 | 60,000 | — | — | 60,000 |
| 第19回新株予約権 | 普通株式 | 1,478,000 | — | — | 1,478,000 |
| 第20回新株予約権 | 普通株式 | — | 1,440,000 | — | 1,440,000 |
| 合 計 | | 1,832,700 | 1,440,000 | 244,700 | 3,028,000 |

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|--------|----------|------------|------------|
| 2023年5月12日 取締役会 | 普通株式 | 237百万円 | 2円 | 2023年3月31日 | 2023年6月29日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については元本の安全性を第一とし、流動性、収益性、リスク分散を考慮した運用を行うものとしております。

デリバティブ取引は、後述の市場リスクを回避するために利用しており、原則として投機的な取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権等は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務等は、ほとんどが翌月現金及び預金にて支払っております。自己保有暗号資産は市場価格の変動リスクに晒されております。敷金及び保証金は、当社事務所等に関するもののほか、電力小売事業に関する取引保証金となっており、これらは相手先の信用リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、エネルギー事業における電力価格変動によるリスクヘッジをすることを目的とした電力先物取引を利用しております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

稟議規程等に従い、営業債権等については管理部門が定期的にモニタリングを行い、相手先毎に残高を把握し管理を行っており、財政状況等の悪化等による回収懸念の早期把握に努めリスクの軽減を図っております。

②流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

適時に資金繰り計画を作成・更新するなどの方法により管理しております。

③市場リスク(市場価格の変動に係るリスク)の管理

適時に時価を把握することにより管理しております。

デリバティブ取引は、社内規程に基づき執行部門及び管理部門を定めて実施しております。また、信用度の高い取引相手を選択しており、信用リスクは極めて低いと判断しております。なお、ヘッジ会計は適用しておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。ただし、重要性が乏しいものは省略しております。

(単位：百万円)

| | 連結貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|----------------------------|------------|-------|-----|
| 自己保有暗号資産 | 68 | 68 | — |
| 敷金及び保証金 | 1,275 | 1,274 | △1 |
| 資 産 計 | 1,344 | 1,343 | △1 |
| 長期借入金 (1年内返済予定長期借入金を含む) | 515 | 507 | △8 |
| 負 債 計 | 515 | 507 | △8 |

(※1) 「現金及び預金」「売掛金」「短期借入金」「買掛金」「未払金」「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない金融商品は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区 分 | 当連結会計年度 (百万円) |
|-------|------------------|
| 非上場株式 | 37 |
| 出資金 | 362 |

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の基礎となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

| 区分 | 時価 (百万円) | | | |
|----------|----------|------|------|----|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 自己保有暗号資産 | 68 | － | － | 68 |
| 資産計 | 68 | － | － | 68 |

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分 | 時価 (百万円) | | | |
|----------------------------|----------|-------|------|-------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 敷金及び保証金 | － | 1,274 | － | 1,274 |
| 資産計 | － | 1,274 | － | 1,274 |
| 長期借入金 (1年内返済予定長期借入金を含む) | － | 507 | － | 507 |
| 負債計 | － | 507 | － | 507 |

暗号資産

自己保有暗号資産は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた割引現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定長期借入金を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の取引を行った場合に想定される金利をベースとした割引現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。(単位：百万円)

| | エネルギー事業 | レジリエンス事業 | メディカル事業 | その他事業 | 計 |
|-----------------|---------|----------|---------|-------|--------|
| 一時点で移転される財 | 0 | 1,219 | 195 | 96 | 1,512 |
| 一定の期間にわたり移転される財 | 18,864 | － | 82 | 3 | 18,950 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 18,864 | 1,219 | 278 | 100 | 20,463 |
| その他の収益 | 21 | － | － | 2 | 24 |
| 外部顧客への売上高 | 18,886 | 1,219 | 278 | 102 | 20,487 |

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)「4.会計方針に関する事項(5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

| | |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額 | 149円32銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 8円98銭 |

(企業結合等に関する注記)

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

| | |
|----------|---|
| 被取得企業の名称 | 株式会社ゼロメディカル |
| 事業の内容 | 医療・福祉・介護に関するコンサルティング業、及び、ウェブサイトの制作、企画、運用等 |

② 企業結合を行った主な理由

互いの取引ネットワーク、人的リソース及び事業のノウハウを最大限活かすことで、ビジネスシェアの拡大や新たな収益獲得の機会創出につながり、企業価値向上に資するため。

③ 企業結合日

- 2023年12月1日(株式取得日)
- 2023年12月31日(みなし取得日)

④ 企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社、ゼロメディカルを株式交換完全子会社とする株式交換

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金及び株式交換によりゼロメディカルの株式を100%取得し、完全子会社化したためです。

(2) 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績期間

2024年1月1日から2024年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

| | |
|---------------------------------|--------|
| 現金 | 375百万円 |
| 企業結合日に交付した株式会社リミックスポイントの普通株式の時価 | 308百万円 |
| 取得原価 | 683百万円 |

(4) 株式の取得別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

① 株式の種類別の交換比率

ゼロメディカルの普通株式1株：当社の普通株式2,031.25株及び金468,750円

② 株式交換比率の算定方法

両社から独立したフィナンシャル・アドバイザーに株式交換比率の算定を依頼し、提出された報告書に基づき当事者間で協議の上、算定しました。

③ 交付した株式数及び金銭

1,625,000株 375百万円

(5) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 9百万円

(6) 発生したのれんの金額及び、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん金額

629百万円

② 発生原因

主としてゼロメディカルが医療・福祉向けのウェブサイトの制作、企画、運用等に関して有していると期待される超過収益です。

③ 償却方法及び償却期間

5年にわたる均等償却

(暗号資産に関する注記)

(1) 暗号資産の連結貸借対照表計上額

| | 連結貸借対照表計上額 |
|------------------------------|------------|
| 保有する暗号資産（委託者から預かっている暗号資産を除く） | 68百万円 |
| 合計 | 68百万円 |

(2) 保有する暗号資産の種類ごとの保有数量及び連結貸借対照表計上額

活発な市場が存在する暗号資産

| 種類 | 保有数量（単位） | 連結貸借対照表計上額 |
|---------|-----------------|------------|
| ディープコイン | 188,681,014 DEP | 68百万円 |

(重要な後発事象に関する注記)

(第21回新株予約権の発行)

当社は、2024年4月25日開催の当社取締役会において、会社法第238条第1項及び第2項並びに第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員並びに当社の子会社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。

第21回新株予約権

| 決議年月日 | 2024年4月25日 |
|--|--|
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役 3 当社従業員 16 当社子会社取締役 1 当社子会社従業員 18 |
| 新株予約権の数(個) ※ | 15,000 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) ※ | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類※ | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) ※ | 1,500,000 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) ※ | 146(注) 1 |
| 新株予約権の行使期間※ | 自 2025年2月14日 至 2029年5月20日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※ | 発行価格 147.53 資本組入額 73.76 |
| 新株予約権の行使の条件※ | (注) 2 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項※ | 新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項※ | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※ | (注) 4 |

※ 新株予約権の発行決議時(2024年4月25日)における内容を記載しております。

(注) 1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は146円とする。

但し、行使価額は以下の定めにより調整を受けることがある。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

2.新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員（以下「権利行使資格」という。）にある場合に限り、本新株予約権を行使することができる。但し、当社又は当社の子会社の取締役が任期満了により退任した場合、当社又は当社の子会社の従業員が定年により退職した場合、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員が当社の子会社の監査役に就任することにより取締役を退任し又は退職した場合、その他当社が認める正当な事由により当社又は当社の子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合は、この限りではない。
- ② 上記①の規定に係わらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- ③ 本新株予約権者は、以下（i）から（vi）に掲げる事由の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
 - （i）本新株予約権者が当社又は当社子会社の従業員である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合
 - （ii）本新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合
 - （iii）本新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続きを経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合
 - （iv）本新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続きを経ず、会社法第356条第1項第2号又は第3号に規定する利益相反取引を行った場合
 - （v）禁錮以上の刑に処せられた場合
 - （vi）当社又は当社子会社の社会的信用を害する行為、その他当社又は当社子会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合
- ④ 本新株予約権者は、本新株予約権の行使期間中に、当社の普通株式の取引終値が一度でも250円以上となった場合にのみ、本新株予約権を行使できるものとする。
- ⑤ 本新株予約権の行使期間中に、当社の普通株式の取引終値が一度でも70円を下回った場合には、本新株予約権は消滅するものとする。

3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 組織再編行為等の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して、「組織再編行為等」という。）をする場合において、組織再編行為等の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社成立の日をいう。以下同じ。）において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為等の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に記載の株式の数に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に準じて決定する。

- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑨ 新株予約権の取得条項
新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額に準じて決定する。
- ⑩ 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
上記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に準じて決定する。
- ⑪ 新株予約権を行使した際に生ずる 1 株に満たない端数の取り決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------------|---------------|-----------------|---------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 15,450 | 流動負債 | 1,065 |
| 現金及び預金 | 11,478 | 買掛金 | 557 |
| 売掛金 | 3,088 | 短期借入金 | 100 |
| 契約資産 | 392 | 未払金 | 135 |
| 商品 | 247 | 未払費用 | 137 |
| 製品 | 0 | 預り金 | 90 |
| 原材料及び貯蔵品 | 13 | 未払法人税等 | 11 |
| 前払費用 | 34 | その他 | 33 |
| 未収法人税等 | 1 | | |
| 立替金 | 0 | | |
| 短期貸付金 | 81 | | |
| その他 | 288 | | |
| 貸倒引当金 | △176 | | |
| 固定資産 | 1,985 | 負債合計 | 1,065 |
| 有形固定資産 | 96 | (純資産の部) | |
| 建物 | 68 | 株主資本 | 16,362 |
| 工具器具備品 | 28 | 資本金 | 10 |
| 無形固定資産 | 93 | 資本剰余金 | 10,662 |
| ソフトウェア | 68 | 資本準備金 | 10 |
| ソフトウェア仮勘定 | 25 | その他資本剰余金 | 10,652 |
| 投資その他の資産 | 1,794 | 利益剰余金 | 6,862 |
| 投資有価証券 | 37 | 利益準備金 | 23 |
| 関係会社株式 | 131 | その他利益剰余金 | 6,839 |
| 出資 | 362 | 繰越利益剰余金 | 6,839 |
| 敷金及び保証金 | 1,262 | 自己株式 | △1,173 |
| 固定化債権 | 94 | 新株予約権 | 7 |
| その他 | 0 | 純資産合計 | 16,370 |
| 貸倒引当金 | △94 | 負債・純資産合計 | 17,435 |
| 資産合計 | 17,435 | | |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|--------------|-------|--------|
| 売上高 | | 20,209 |
| 売上原価 | | 16,644 |
| 売上総利益 | | 3,564 |
| 販売費及び一般管理費 | | 1,824 |
| 営業利益 | | 1,740 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 1 | |
| 受取配当金 | 2,005 | |
| 貸倒引当金戻入額 | 10 | |
| 雑収入 | 46 | 2,063 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 52 | |
| 新株予約権発行費 | 1 | |
| 株式交付費 | 0 | |
| 投資事業組合運用損失 | 3 | |
| 雑損失 | 4 | 61 |
| 経常利益 | | 3,742 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 0 | |
| 新株予約権戻入益 | 1 | 2 |
| 特別損失 | | |
| 投資有価証券評価損 | 66 | |
| 関係会社株式評価損 | 662 | 729 |
| 税引前当期純利益 | | 3,015 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 7 | |
| 法人税等調整額 | △0 | 6 |
| 当期純利益 | | 3,009 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | |
|-------------------------|---------|-----------|----------|---------|-----------|---------------------|---------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | | 利 益 剰 余 金 | | |
| | | 資 本 準 備 金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 |
| 当 期 首 残 高 | 7,877 | 697 | 2,571 | 3,268 | — | 4,090 | 4,090 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | |
| 新 株 の 発 行 (新株予約権の行使) | 0 | 0 | | 0 | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | 23 | △261 | △237 |
| 当 期 純 利 益 | | | | | | 3,009 | 3,009 |
| 資本金からその他資本剰余金への振替 | △7,867 | | 7,867 | 7,867 | | | |
| 資本準備金からその他資本剰余金への振替 | | △687 | 687 | — | | | |
| 株式交換による変動額 | | | △474 | △474 | | | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | △7,867 | △687 | 8,081 | 7,394 | 23 | 2,748 | 2,771 |
| 当 期 末 残 高 | 10 | 10 | 10,652 | 10,662 | 23 | 6,839 | 6,862 |

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|---------|-------------|-----------|-----------|
| | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 | | |
| 当 期 首 残 高 | △1,956 | 13,280 | 6 | 13,287 |
| 当 期 変 動 額 | | | | |
| 新 株 の 発 行 (新株予約権の行使) | | 0 | | 0 |
| 剰 余 金 の 配 当 | | △237 | | △237 |
| 当 期 純 利 益 | | 3,009 | | 3,009 |
| 資本金からその他資本剰余金への振替 | | — | | — |
| 資本準備金からその他資本剰余金への振替 | | — | | — |
| 株式交換による変動額 | 783 | 308 | | 308 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | 1 | 1 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 783 | 3,081 | 1 | 3,082 |
| 当 期 末 残 高 | △1,173 | 16,362 | 7 | 16,370 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

なお、投資事業組合に対する出資については、組合の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2)デリバティブ

時価法を採用しております。

(3)棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

レジリエンス事業：主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

2. 固定資産の減価償却方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備含む）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

①建物 3年～15年

③工具器具備品 2年～10年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

・エネルギー事業

エネルギー事業においては、主に顧客の電力消費に対応する電力供給を行うサービスを提供しております。契約期間にわたり顧客に電力供給を行うにつれて履行義務が充足されることから、経過時点における役務提供に応じて収益を認識しております。具体的には、検針による確定した電力供給量により履行義務の充足を認識するとともに、検針日から決算日までの期間は過去の平均的な電力供給量に基づく電力料金をもとに見積りを行って履行義務の充足を認識しております。

・レジリエンス事業

(1)商品・製品販売

主に需要に沿った省エネ商材及び除菌商材の販売を行うものであり、顧客に商品を引き渡す履行義務を負っております。当社が引き渡した商品・製品を顧客が検収した時点で当該商品・製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(2)省エネコンサルティング

主に行政機関が行っている補助金制度等の申請業務を行うものであり、当該申請を行う履行義務を負っております。当該履行義務は、補助金等の交付決定があった日の一時時点で認識しております。これは、履行義務が行政機関が行っている補助金制度等の申請を行うものでありますが、一定期間にわたり充足される履行義務の要件を満たさないためであります。

5. 繰延資産の処理方法

(1)株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(2)新株予約権発行費

支出時に全額費用処理しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 棚卸資産の評価

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

| | 当事業年度 |
|---------------|--------|
| 商品 | 247百万円 |
| 製品 | 0百万円 |
| 原材料及び貯蔵品 | 13百万円 |
| 棚卸資産評価損（売上原価） | 67百万円 |

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表（会計上の見積りに関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 関係会社株式の評価

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

| | 当事業年度 |
|-----------|--------|
| 関係会社株式 | 131百万円 |
| 関係会社株式評価損 | 662百万円 |

上記の内、ゼロメディカルの金額

| | 当事業年度 |
|-----------|--------|
| 関係会社株式 | 30百万円 |
| 関係会社株式評価損 | 662百万円 |

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、市場価格のない関係会社株式等については、当該関係会社等の財政状況の悪化により実質価格が著しく低下した時には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、関係会社株式等について評価損を認識しております。

当社の関係会社であるゼロメディカルについては、同社の1株当たり純資産額を上回る価格で取得されているため、超過収益力等を加味した当該株式の実質価額と取得価額を比較し、実質価額の著しい下落の有無を検討しております。

当事業年度において、連結計算書類に記載の通り、ゼロメディカルに係るのれん及び事業用資産の減損損失を計上しており、当該株式の評価においても、超過収益力等を加味した同社株式の実質価額は著しく下落したと判断し、同社における固定資産の減損損失が反映された純資産額を基礎として当該株式の実質価額を算定した結果、当該株式に係る評価損662百万円を計上しています。

3. 事業の検針日から決算日までの未検針期間の収益の見積り計上

（重要な会計方針に係る事項に関する注記） 4. 収益及び費用の計上基準に記載した内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

| | |
|-----------------------|--------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 63百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| 短期金銭債権 | 116百万円 |
| 短期金銭債務 | 5百万円 |

(損益計算書に関する注記)

| | |
|-----------|-------|
| 関係会社との取引高 | |
| 営業取引 | 1百万円 |
| 営業取引以外の取引 | 53百万円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当 事 業 年 度 期 首 | 当 事 業 年 度 増 加 | 当 事 業 年 度 減 少 | 当 事 業 年 度 末 |
|-----------|---------------|---------------|---------------|-------------|
| 普通株式 | 4,060,000株 | －株 | 1,625,000株 | 2,435,000株 |

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び負債の発生原因別の主な内訳

| | |
|-----------|-----------|
| 繰延税金資産 | |
| 繰越欠損金 | 1,618百万円 |
| 棚卸資産 | 87百万円 |
| 貸倒引当金 | 93百万円 |
| 投資有価証券評価損 | 110百万円 |
| 関係会社株式評価損 | 246百万円 |
| その他 | 15百万円 |
| 小計 | 2,171百万円 |
| 評価性引当額 | △2,171百万円 |
| 繰延税金資産合計 | －百万円 |

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有 (被所有)割合 | 事業の内容 | 関連当事者との関係 | |
|-----|-------------------|--------------------|-------|-----------|-------|
| 子会社 | イプシロン・ホールディングス(株) | (所有) 直接100% | その他事業 | 役員の兼務等 | 1人 |
| | | | | 事業上の関係 | 資金の援助 |

| 属性 | 会社等の名称 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-----|-------------------|----------------|---------------|----|---------------|
| 子会社 | イプシロン・ホールディングス(株) | 資金の借入 (注1) | 4,300 | - | - |
| | | 資金の返済 | 4,300 | | |
| | | 利息の支払 | 52 | - | - |
| | | 配当金の受取 (注2) | 2,000 | | |

(注1) イプシロン・ホールディングス(株)からの資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 配当金の受取については、子会社の利益剰余金及び保有現金等の状況を勘案し、両者協議の上、子会社の株主総会にて決定された金額によっております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、連結注記表（収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

| | |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額 | 136円02銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 25円25銭 |

(企業結合等に関する注記)

連結注記表（企業結合等に関する注記）に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象に関する注記)

連結注記表（重要な後発事象に関する注記）に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

株式会社リミックスポイント
取締役会 御中

アスカ監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 若 尾 典 邦
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 小 原 芳 樹
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リミックスポイントの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リミックスポイント及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにあ

る。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

株式会社リミックスポイント
取締役会 御中

アスカ監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 若 尾 典 邦
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 小 原 芳 樹
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リミックスポイントの2023年4月1日から2024年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下、「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月24日

株式会社リミックスポイント 監査等委員会

| | | |
|-------|-------|---|
| 監査等委員 | 瀧澤 文基 | ㊟ |
| 監査等委員 | 高山 雄大 | ㊟ |
| 監査等委員 | 山田 庸一 | ㊟ |
| 監査等委員 | 江田 健二 | ㊟ |

以上

(注) 監査等委員 高山雄大、山田庸一及び江田健二は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9F
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンターRoom H



交通ご案内

- 東京メトロ南北線「六本木一丁目駅」西改札直結
- 東京メトロ日比谷線・都営大江戸線「六本木駅」5番出口より徒歩6分
- 東京メトロ南北線・銀座線「溜池山王駅」13番出口より徒歩8分
- 東京メトロ日比谷線「神谷町駅」4b出口より徒歩10分



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。